平成２８年（フ）第６１８９号
東京都葛飾区東四つ木３丁目５－11－102
債務者　齋藤　　忍
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９０号
千葉県船橋市宮本１－21－８　ウィン船橋507号、住民票上の住所千葉県八街市大木672－156
債務者　江面　崇史
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９１号
千葉県市川市福栄３丁目６－16　三菱ＵＦＪ証券行徳寮
債務者　青山　大輔
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９２号
東京都千代田区神田佐久間町４丁目２
債務者　鈴木　良徳
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９４号
東京都墨田区石原４丁目15－５－101
債務者　谷川せりか
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８５号
北海道旭川市３条西２丁目１番５号　及川康広方、住民票上の住所北海道札幌市中央区大通西23丁目１番３－602号
債務者　藤田　淳治
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８９号
北海道深川市緑町13番39号　緑町ハイツ106号室
債務者　加藤　陽子（旧姓立川）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目７番４－456号　市住456号
債務者　沓澤　信行
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７７８号
東京都西東京市東伏見２丁目16番17－103号
債務者　杉山　幸彦
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６１２４号
東京都墨田区押上１丁目31－６－203
債務者　二塚けい子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１２５号
東京都文京区本郷２丁目27－４
債務者　福島　健一
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１２８号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目37－３－803
債務者　糠信　新一
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１２９号
東京都荒川区荒川８丁目８－11－203
債務者　山本　桜子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１７１号
東京都中野区本町２丁目19－２－205
債務者　中谷　義昭
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１７２号
東京都葛飾区細田１丁目18－10－201　株式会社日成興業寮
債務者　沼田　　涼
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部